JR東海労働組合関西地区分会

かんさい回覧板

2023年 3月22日 No.84 発行責任者 三田 憲一

「コロナ裁判(控訴審)」不当判決!

3月16日、大阪高裁第14民事部(本多久美子裁判長)は、萩原光廣さんと柿本克彦さんが大阪地裁による判決を不服として控訴していた「コロナ裁判(控訴審)」に対して、「棄却」の不当判決を下しました。

大阪高裁(本多裁判長)は 「大阪地裁の不当判決」を全面的に引用!

大阪高裁(本多裁判長)の判決文は、大阪地裁の判決(判断)を全面的に引用していることもあり、わずか8ページもので裁判所の判断の箇所は3ページしかありません。 以下、大阪高裁(本多裁判長)の誤った判断(要旨)です。

「本件出勤指示(自宅待機に指定された担務から勤務変更して出勤させたこと)は、サービック会社の業務上の必要に基づくものであり、控訴人ら(萩原さんと柿本さん)に対して特別に重い負担や不利益を課すものではなく、課題提出者を優先して自宅待機させる運用は合理的理由があり、従業員間の公平を害するものでないから、サービック会社の人事上の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものではなく、本件出勤指示の不法行為上の違法はないと判断する。その理由は、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する」

- 「(原判決を引用して説示したとおり)必ずしも自宅待機の法的性質や課題提出の指示が 業務命令であるかを確定させる必要はない。自宅待機が雇用関係助成金の受給要件とし ての労働者の休業に該当するかは、本件出勤指示の違法性の判断に影響を及ぼすもので はない」
- 「(原判決を引用し説示したことを照らせば)課題は勤務時間内外を問わず従業員として の資質や知識の定着を図る平易なもの。従業員間の負担の相違(新型コロナウイルス感 染の危険)も、社会通念からみて許容される範囲内のもの。課題提出を事実上強制した ものとはいえず、直ちに本件出勤指示が違法であると評価することはできない」

以上のように、大阪高裁(本多裁判長)は、大阪地裁の誤った判断を全面的に引用し、 さらに踏み込んだ誤った判断も行っています。また、「雇用調整助成金」が正当のところ 全く内容が違う「雇用関係助成金」を使っていたり、項目番号も違っているなど、大阪高 裁の判決文は公正・公平な観点も含めて不誠実さが感じられます。

萩原さんと柿本さんは、大阪高裁(本多裁判長)の判決を不服として最高裁に上告する 予定です。